

新会社法における主要な改正点

改正点	要 約
全体像	
会社法の創設	商法の第二編、有限会社法および商法特例法等に分散して定められている会社に関する規律が、会社法に組み込まれて一本化される。なお、有限会社法と商法特例法は廃止される。
施行日	会社法の施行は 2006 年 5 月 1 日（ただし、合併等対価の柔軟化については、2007 年 5 月 1 日）。
会社の種類	
有限会社の廃止	株式会社制度と有限会社制度が統合され、株式会社に一本化される。これにより、株式会社のなかで有限会社的な機関設計も行えることとなる。ただし、取締役の任期制限がないことや、決算公告が必要ないことなど、既存の有限会社（会社法施行時にすでに存在する有限会社）にしか認められないものもある点に留意。
既存の有限会社はそのまま	<p>既存の有限会社は、会社法施行後も、実質的な変更はない。なお、既存の有限会社についても会社法施行後は会社法上の株式会社として存続することとする一方、「特例有限会社」と呼んで特則を設け、有限会社法の規律が維持されるよう手当てしている。</p> <p>なお既存の有限会社は、株主総会において、株式会社という文字を用いた商号への変更を決議し、登記の申請（特例有限会社の解散登記と株式会社の設立登記）をなすことで、株式会社へ移行することができる。</p>
合同会社(日本版 LLC)の誕生	合同会社という新たな会社類型が創設される。合同会社は、社員（出資者）全員が有限責任とされる点で株式会社と共通しているが、会社内部の規律については、株式会社と異なり、民法上の組合と同様に広く契約自由の原則が妥当する。つまり、機関設計や社員の権利内容等については強行規定がほとんど存在せず、広く定款自治に委ねられている。
設立の簡素化・登記	
最低資本金規制の撤廃	株式会社の設立には 1000 万円、有限会社の設立には 300 万円以上の出資を要するとした最低資本金規制が撤廃され、出資額 1 円以上（ただし、設立費用等を差し引いた結果、設立

	<p>時資本金が 0 円となることも可) から株式会社 (なお、後述のとおり、株式会社と有限会社は統合され、株式会社に一本化される。) の設立が可能となる。</p> <p>その代わりに、債権者保護のための措置を講じている。たとえば、会社の財産状況が適切に開示されるよう、すべての株式会社 (有価証券報告書の提出会社を除く) に貸借対照表の公告を義務付けている。また、会社からの不当な財産流出を防ぐため、株主に対する会社財産の払戻しについて、配当・自己株式の取得等の理由を問わず統一的に財源規制を課したり、純資産額が 300 万円未満の場合は、たとえ剰余金があっても株主に配当することができない、などとしている。</p>
<p>現物出資の検査役調査が緩和</p>	<p>現物出資 (金銭以外の財産を出資すること) と財産引受 (株式会社の成立後に財産を譲り受けることを約すること) について必要とされる検査役の調査を省略できる範囲が、以下のように拡大される。</p> <p>① 旧商法では、現物出資または財産引受の対象となる財産について定款に記載された価格の総額が、設立時の資本金の 5 分の 1 以下かつ 500 万円以下の場合に調査を省略できるが、会社法では資本金に対する割合の要件を廃止し、500 万円以下であれば調査を要しないこととなる。</p> <p>② 旧商法では、検査役の調査を省略できる有価証券は「取引所の相場のある有価証券」とされているが、会社法では「市場価格のある有価証券」に範囲を拡大している。</p> <p>【取引所の相場のある有価証券】 証券取引所 (外国の証券取引所を含む) に上場されている株式、社債、国債などを指す。</p> <p>【市場価格のある有価証券】 前記の有価証券に加え、店頭登録株式 (外国の店頭登録がされているものを含む) やグリーンシート銘柄なども含まれる。</p>
<p>事後設立の検査役調査が不要に</p>	<p>旧商法では、事後設立を行う場合、株主総会の特別決議と検査役の調査が必要である。これに対し、会社法では、検査役の調査が廃止される。また、株主総会の特別決議が必要な場合についても、会社を取得する財産の対価が「資本金の 5% 以上」である場合から、「純資産額の 20% 超」である場合に</p>

	<p>緩和される。</p> <p>【事後設立】 会社成立後 2 年以内にその成立前から存在するその事業のために継続使用する財産を資本金の 5%以上の対価で取得する契約を締結すること。</p>
発起設立では保管証明が不要に	<p>旧商法では、発起設立、募集設立に関わらず、設立に際しては、払込取扱機関（銀行または信託会社）による払込金保管証明が必要とされている。これに対し、会社法では、発起設立に限り、払込金保管証明は不要とされ、残高証明等の任意の方法で出資金の額を証明すれば足りることとなる。これにより、設立に要する時間の短縮が期待されるとともに、設立登記前に払込金の返還を受けこれを利用することができることとなる。なお、募集設立については、従来どおり、払込金保管証明が必要である。</p>
類似商号廃止に	<p>会社の設立等で重要な手続きであった類似商号の規制がなくなる。ただし、旧商法同様に、同一商号・同一住所の登記はできない。また、商号の不正使用に対しても同様に、会社法に基づく侵害停止または予防の請求や、不正競争防止法に基づく差止請求・損害賠償請求をすることができる。</p>
登記事項の改正	<p>会社法では、株式会社において多様な機関設計が可能となるため、各会社が選択した機関設計を登記により開示することとしている。具体的には、取締役会、会計参与、監査役会または会計監査人を設置した場合は、その旨を登記しなければならない。なお、取締役、代表取締役、監査役の登記が必要な点は、現行法どおりである。</p> <p>他方、社外取締役については、旧商法では一律に登記が義務付けられていたが、会社法では原則として登記不要とし、責任限定契約の締結に関する定めがある場合や委員会設置会社である場合など、社外取締役の存在が法律上の効果をもたらす場合にのみ登記することとされる。</p>
株式	
株券は原則不発行に	<p>旧商法では、定款に株券を発行しない旨の記載がない株式会社は、原則として株券を発行しなければならない。ただし、株式譲渡制限会社については、株主から請求がない限り、株券を発行しなくてよいこととされている。</p>

	<p>これに対し、会社法では、株券を発行しないことが原則となる。つまり、定款で株券を発行する旨を定めた（株券発行会社となった）場合のみ、株券を発行しなければならないこととなる。ただし、非公開会社（すべての株式について譲渡制限のある会社）については、発行する旨の定款規定がある場合でも、株主から請求があるまでは発行しないことができる。なお、既存の株式会社については、定款で株券を発行しない旨を定めていない場合は、会社法施行後は、株券発行会社（定款で株券を発行する旨を定めた）とみなされる。</p>
<p>株主ごとに異なる定めが可能に</p>	<p>旧商法の株式会社では、株主の属性に着目して株主ごとにその権利について異なる定めをすることはできないのに対し、有限会社では、議決権や配当等について定款で社員ごとに異なる定めをすることができる。</p> <p>会社法では、この有限会社の規律を取り込んだ。具体的には、株式会社は、原則として、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱わなければならないとしながら、例外として、非公開会社（すべての株式について譲渡制限のある会社）においては、定款の規定により、①剰余金の配当、②残余財産の分配、③株主総会の議決権について株主ごとに異なる取扱いを行うことができることとした。なお、これらの定款規定に基づき異なる取扱いを受ける株主が有する株式は、種類株式と看做して会社法の規定を適用するものとした。</p>
<p>会社の機関</p>	
<p>会社の区分が変わった、機関設計はいろいろ</p>	<p>① 旧商法では、大・中・小という会社の規模に応じて機関設計が制限されている。これに対し、会社法では、公開会社か非公開会社か（株式譲渡制限の有無。定義は下記参照）、さらにそれぞれのうちの大会社かそれ以外の会社か（会社の規模。なお、中小の区別はなくなる）によって4つに区分し、この区分に応じて多様な機関設計が可能となる。とくに、大会社でない非公開会社については、機関設計の選択肢が非常に多くなっており、最もシンプルな設計は、株主総会と取締役のみを設置する形である。</p> <p>② 会社法では、株主総会と取締役は必ず設置しなければならない。それ以外の機関（取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会）は、原則として定款で</p>

	<p>任意に設置することができる。ただし、公開会社は取締役会を設置しなければならない、大会社は会計監査人を設置しなければならないなど、会社の区分によって設置が強制されている機関がある点に留意。</p> <p>【大会社】 最終事業年度に係る貸借対照表の資本金が5億円以上あるか、または負債が200億円以上である株式会社。</p> <p>【公開会社】 発行する株式の全部または一部に譲渡制限が付されていない株式会社のこと。上場会社等を指して通常使用される場合とは意味が異なる。</p> <p>【非公開会社】 すべての株式に譲渡制限が付されている株式会社のこと。現行法上の株式譲渡制限会社（現行法では、一部の株式にのみ譲渡制限を付すことはできない）はこれに当たる。</p>
総会招集地はどこでも可能に	旧商法においては、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の招集地は本店の所在地またはそれに隣接する地に限定されているが、会社法ではこの制限が撤廃され、招集地を自由に定めることができるようになった。なお、引き続き、定款で招集地を制限することも可能である。
取締役1人も可能に	旧商法では、株式会社には取締役3人以上を置く必要がある。これに対し、会社法では、取締役は1人でもよいこととなる。ただし、取締役会設置会社は3人以上必要である。
役員任期が10年まで伸長可能に	非公開会社では、定款で取締役・監査役の任期を最長で選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時まで伸長することができる。
取締役の解任が普通決議で	旧商法の株式会社では株主総会の特別決議が必要とされる取締役の解任が、会社法では普通決議で可能となる。ただし、定款で決議要件を加重することができるため、特別決議を維持することも可能である。
取締役会の書面決議が可能に	旧商法では、取締役会を書面決議とすることは認められていないが、会社法では定款で定めることにより可能となった。ただし、取締役会の決議の目的である事項について、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意し、かつ、業務監査権

	<p>限を有する監査役が設置されている場合には各監査役が異議を述べないことが要件である。なお、代表取締役等による取締役会への定期的な（3ヶ月に1回以上）業務執行状況の報告をするための取締役会は、実際に開催しなければならない点に留意。</p>
取締役の責任が若干緩和	<p>取締役の会社に対する責任のうち、旧商法では無過失責任とされているものを、会社法では原則として過失責任とする。具体的には、利益相反取引に関する責任、株主の権利行使に関する利益供与の責任、および違法配当に関する責任について、過失責任化している。ただし、過失がなかったことの立証責任を取締役側が負う。また、自己のために会社と直接に利益相反取引をした取締役、および株主への利益供与を行った取締役は、無過失責任を負うこととしている。</p> <p>会計参与、監査役、執行役、会計監査人についても、同様に規律している。</p>
監査役の権限の強化	<p>旧商法では、商法特例法に基づく小会社の場合、監査役は会計監査権限のみを有している。これに対し、会社法では、会社の規模にかかわらず、監査役は原則として業務監査権限も有するものとしている。つまり、旧商法の小会社の監査役にも、会計監査だけでなく業務監査権限が加わることとなる。ただし、非公開会社（監査役会または会計監査人を設置した場合を除く）では、定款で、会計監査に制限することができる。この場合、株主が監査役の代わりに直接監督することができるようにするため、いくつかの措置を講じている。</p>
会計参与の創設	<p>会計参与制度が創設される。会計参与は、取締役と共同して計算書類等を作成する。外部から計算書類の監査を行う会計監査人とは役割が異なる。公認会計士、税理士等でなければ就任できない。主に中小会社での活用が想定されており、これらの会社で税理士等の専門家を会計参与に選任することによって、計算書類の信頼性を高めるために利用されることが期待されている。</p>
会計監査人の任意設置の範囲拡大	<p>旧商法では、大会社は会計監査人の設置を義務付けられ、中会社は定款で任意に設置する（みなし大会社となる）ことができるが、小会社では設置は認められない。また、有限会社では会計監査人を設置する制度が存在しない。これに対し、会社法では、すべての会社で会計監査人の任意設置が可能と</p>

	なる（大会社および委員会設置会社については設置義務がある）。
会計監査人が株主代表訴訟の対象に	<p>旧商法では、会計監査人の株式会社に対する責任は、株主代表訴訟の対象とはされていない。また、その責任の免除については明文の規定がなく、株主総会の決議によらず、株式会社の経営者とその判断によって、善管注意義務に違反しない限りは免除することができるかとされている。</p> <p>しかし、会社法においては、会計監査人は株主代表訴訟の対象となる。そしてこれに伴い、会計監査人の責任免除についても、原則としては総株主の同意がなければ免除することができないこととされるが、社外取締役と同様の一部免除制度も導入される。なお、会計監査人は、登記事項にもなっている。</p>
株主代表訴訟の合理化	<p>株主が自己もしくは第三者の不正な利益を図りまたは会社に損害を加えることを目的とする場合には提訴を認めないことが明文化される。</p> <p>旧商法では、株主代表訴訟の係属中に株式交換等により原告が株主でなくなった場合には原告適格を失うが、会社法では一定要件の下、原告適格が維持されることになる。</p>
コンプライアンスの強化	
決算公告義務は維持	<p>旧商法では、株式会社は決算公告をしなければならないが、有限会社は義務付けられていない。これに対し、会社法では、会社の規模や選択した機関設計にかかわらず、すべての株式会社は決算公告をしなければならない。</p> <p>ただし、証券取引法に基づき有価証券報告書を提出している会社は、有価証券報告書によって情報開示がされているため、決算公告をしなくてよいこととされる。</p> <p>さらに、会計監査人が不適法意見を述べた場合等は、その旨についても決算公告で明示しなければならない点が、法務省令により追加された。</p>
大会社に内部統制システムを義務付け	<p>旧商法では、委員会等設置会社は、内部統制システムの構築の基本方針を決定しなければならない。会社法においては、大会社についても内部統制システムの構築が義務づけられる。また、これに関する取締役会決議の概要は、法務省令により、事業報告書（従来の営業報告書）の記載事項とされた。</p>

配当・計算	
利益配当（剰余金の配当） 年1回の制限がなくなる	<p>旧商法では、利益配当は、定時株主総会のときにのみ行うことができるが、会社法では、分配可能額の範囲内であれば、期中いつでも、かつ何回でも、株主総会の決議によって配当できるようになる。</p> <p>さらに、一定の要件を満たす会社では、取締役会決議で配当を決定することができるようになる。その要件とは、①監査役会設置会社であること、②会計監査人設置会社であること、③取締役の任期の末日が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日であるものでないこと、④定款に定めを置くこと、⑤最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当することである。</p> <p>なお、現行法の実行法による取締役会決議による中間配当の制度はそのまま残る。</p>
利益処分案の廃止、株主資本等変動計算書の新設	<p>利益処分案（または損失処理案）がなくなり、法務省令により新たに株主資本等変動計算書が計算書類として規定された。これは、剰余金の配当や、その他の剰余金の変動、資本金の増減など、資本の部の計数がどのように変動したかを示す書類である。</p>
解散・清算	
会社の整理制度の廃止	<p>旧商法では、株式会社独自の再建のための制度として、支払不能または債務超過のおそれ、またはそれらの疑いがある場合には取締役、監査役、少数株主または一定額の債権者が会社の整理を申し立てることができた。</p> <p>しかし、整理の制度を利用するには債権者全員の同意が要求されるため、その要件が厳しいとの批判や、会社更生法・民事再生法の制定によって会社の整理制度がほとんど利用されていない実態に鑑み、会社法ではその制度が廃止された。</p>
通常清算手続の簡略化	<p>旧商法では、清算は裁判所の監督に属するものとされているため、清算人は裁判所に対して解散届や財産目録及び貸借対照表を提出し、資料保存者の選任決定を求めなければならなかった。また、債権申出の公告については、清算人就職の日から2ヶ月の間に少なくとも3回は官報に掲載しなければならないこととなっており、清算手続は煩雑であった。</p>

	<p>会社法では、この裁判所の監督制度が廃止され、解散届・財産目録等の提出は不要となり、資料保存者については原則として清算人がそのまま保存者として就任することとなった（清算人以外を資料保存者として選任したい場合には裁判所に請求することが可能）。また、債権申出公告についても、清算手続きの迅速・簡略化を実現する観点から、1回掲載すれば足りることとされた。</p>
特別清算における協定の可決要件が緩和	<p>旧商法では、協定案の可決要件として①債権者集会に出席した議決権を行使することのできる債権者の過半数の同意と、②議決権を行使することのできる債権者の総債権の4分の3以上に当る債権を有する者の同意、と規定されていた。しかしこれらの条件は厳しいとの指摘があったため、会社法では、特別清算手続きの迅速化と利用し易さの観点から、②の「4分の3」という要件を「3分の2」に引き下げて緩和している。</p>
労働債権は協定の対象外に	<p>旧商法では、労働債権をはじめとする一般の先取特権その他の優先権がある債権（以下、「一般優先債権」という）は協定の対象とされており、協定の条件を定める際には当該一般優先債権を有利に扱い保護すべき旨が規定されていた。しかし会社法では、協定案の可決要件が緩和されたことで一般優先債権者が多数決によって不当な不利益を被ることを避けるため、一般優先債権については協定の対象外として、全額弁済を受けられる旨を明記して保護を図っている。</p>
社債	
すべての会社において社債の発行が可能に	<p>旧商法では、社債に関する明文規定は株式会社についてのみ設けられており、合名会社・合資会社については明文の規定がない。また、有限会社では社債を発行することができない。これに対し、会社法では、株式会社だけでなく、特例有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社においても社債を発行できるものとした。</p>
シリーズ発行が可能に	<p>旧商法では、社債を発行するには取締役会の決議が必要であることが明文で定められているが、決議すべき事項についての明文規定はない。このため、取締役会の決議すべき事項の範囲や、決議した事項のうち、どの範囲まで代表取締役に委任することができるかが不明確である。会社法ではこの点を改善するため、取締役会設置会社におい</p>

	<p>ては、募集社債の総額その他の募集に関する重要事項として法務省令で定める事項（募集社債の利率の上限、各募集社債の払込金額の下限等を含む）についてのみ取締役会で決議すべきこととし、具体的な利率や払込金額等の決定は取締役に委任できることが明確化された。これにより、取締役会決議の下で代表取締役が社債の具体的な発行について判断して社債を複数回に分けて発行すること（いわゆる社債のシリーズ発行）が可能となる。</p>
買収・組織再編	
三角合併・キャッシュアウトマージャーが可能に	<p>吸収合併、吸収分割、株式交換において、消滅会社の株主、分割会社またはその株主、完全子会社となる会社の株主に対して交付される対価が柔軟になり、「金銭その他の財産」であれば足りることとされる。現金や親会社株式でもよいので、三角合併（合併の対価として存続会社の親会社株式を交付）やキャッシュアウトマージャー（合併の対価として金銭のみを交付）が可能となる。</p> <p>なお、この対価柔軟化は、2007年5月1日に施行される。</p>
新株予約権を強制的に実行させることが可能に	<p>旧商法では、新株予約権を行使するかどうかは、新株予約権者のオプションである。これに対し、会社法では、取得条項付新株予約権が導入され、一定の事由が生じた場合に会社が強制的に新株予約権を取得し、その対価として株式その他の財産を交付することができることとなる。つまり、従来の新株予約権を利用した希釈化型ポイズン・ピルについて、会社側が強制的に実行することができるようになる。</p>
黄金株を譲渡制限タイプに	<p>旧商法では、ある種類の株式にのみ譲渡制限を付けることができない。これに対し、会社法では、一部の種類株にのみ譲渡制限を付けることができるようになる。これにより、株主総会の決議に対して拒否権を持つ種類株（いわゆる黄金株。）にのみ譲渡制限を付け、黄金株が友好的第三者から他の者に流出することを防ぐことができる。</p>
簡易組織再編行為の要件が緩和された	<p>旧商法の吸収合併の場合、存続会社が合併に際して発行する新株の総数が発行済株式総数の5%以下で、かつ消滅会社の株主に対して支払う交付金の金額が最終の貸借対照表により存続会社に現存する純資産の2%以下であれば、存続会社において株主総会の決議を経ずに取締役会決議のみで吸収合併を行うことができる（吸収分割の承継会社・株式交換の完全</p>

	<p>親会社となる会社においても同様の要件が存在する)。 会社法ではこの簡易組織再編の要件が緩和され、合併の対価として交付される存続会社の株式の数の発行済株式総数に対する割合と、その株式以外の財産の帳簿価額の純資産額に対する割合の合計が 20%以下であれば、原則として、簡易組織再編が可能となった。ただし、存続会社が非公開会社であり、対価としてその株式（すなわち譲渡制限株式）を交付する場合は、簡易な手続では行えず株主総会の決議を要する等、例外もある（吸収分割の承継会社、株式交換の完全親会社となる会社においても同様の要件となった）。</p>
<p>略式組織再編の創設</p>	<p>支配関係のある会社間において、特別支配会社が支配している会社の株主総会決議なしで組織再編行為が可能となる略式組織再編制度が創設された。</p> <p>【特別支配会社】 ある株式会社の総株主の議決権の 10 分の 9(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合) 以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社。</p>
<p>その他</p>	
<p>擬似外国会社</p>	<p>外国会社を利用した日本の会社法制の脱法行為を防止する現行法の規定の趣旨を引継ぎ、会社法では、擬似外国会社が日本において継続して取引をすることを禁止し、これに違反して取引を行った者は、外国会社と連帯して債務を弁済する責任を負うこととした。なお、日本における流動化スキームの中で外国 SPC を用いることに関しては、当該外国会社が擬似外国会社に該当するか、もし該当するならば継続的な取引を行っているかによって判断される。</p> <p>【擬似外国会社】 外国の法令に基づき設立された会社で、日本に本店を設け、または日本において営業を行うことを主たる目的とする会社。</p>